

飲料水

食品製造用水の水質基準

「厚生労働省 食品、添加物等の規格基準 第482号」に基づく

No.	項目	基準値	食品製造用水 26項目
1	亜鉛	1.0 mg/ℓ以下	○
2	カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	○
3	水銀	0.0005 mg/ℓ以下	○
4	銅	1.0 mg/ℓ以下	○
5	鉛	0.1 mg/ℓ以下	○
6	ヒ素	0.05 mg/ℓ以下	○
7	マンガン	0.3 mg/ℓ以下	○
8	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	○
9	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/ℓ以下	○
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	○
11	フッ素	0.8 mg/ℓ以下	○
12	味	異常でないこと	○
13	臭気	異常でないこと	○
14	色度	5 度以下	○
15	濁度	2 度以下	○
16	一般細菌	100 個/ml以下	○
17	大腸菌群	検出されないこと	○
18	有機リン(吸光光度法による分析)	0.1 mg/ℓ以下	○
19	鉄	0.3 mg/ℓ以下	○
20	塩素イオン	200 mg/ℓ以下	○
21	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	○
22	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	○
23	陰イオン界面活性剤	0.5 mg/ℓ以下	○
24	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	○
25	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/ℓ以下	○
26	pH値	5.8～8.6	○

飲料水

ミネラルウォーター類の水質基準

「厚生労働省 食品、添加物等の規格基準 第482号」に基づく

No.	項目	基準値	ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有)	ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無)	
1	カドミウム	0.003 mg/l以下	○	○	個別規格
2	水銀	0.0005 mg/l以下	○	○	
3	セレン	0.01 mg/l以下	○	○	
4	銅	1 mg/l以下	○	○	
5	鉛	0.05 (0.1) mg/l以下	○	○	
6	バリウム	1 mg/l以下	○	○	
7	ヒ素	0.01 mg/l以下	○	○	
8	マンガン	0.4 mg/l以下	○	○	
9	六価クロム	0.02 mg/l以下	○	○	
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下	○		
11	塩素酸	0.6 mg/l以下	○		
12	クロロホルム	0.06 mg/l以下	○		
13	残留塩素	3 mg/l以下	○		
14	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/l以下	○	○	
15	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	○		
16	1,4-ジオキサン	0.04 mg/l以下	○		
17	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下	○		
18	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	○		
19	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	○		
20	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和として)	0.04 mg/l以下	○		
21	ジブromokロロメタン	0.1 mg/l以下	○		
22	臭素酸	0.01 mg/l以下	○		
23	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	○	○	
24	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	○		
25	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	○		
26	トリクロロエチレン	0.004 mg/l以下	○		
27	トルエン	0.4 mg/l以下	○		
28	フッ素	2 mg/l以下	○	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	○		
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	○		
31	ベンゼン	0.01 mg/l以下	○		
32	ホウ素	5 mg/l以下	○	○	
33	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	○		
34	有機物等(全有機炭素)	3 mg/l以下	○		
35	味	異常でないこと	○		
36	臭気	異常でないこと	○		
37	色度	5 度以下	○		
38	濁度	2 度以下	○		
39	アンチモン	0.005 mg/l以下	○	○	
40	亜硝酸態性窒素	0.04 mg/l以下	○	○	
41	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	○		
42	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	○		
43	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	○		
44	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07 mg/l以下	○		
45	緑膿菌 注1)	0.03 mg/l以下		○	
46	腸球菌 注1)	0.03 mg/l以下		○	
47	混濁	認めない	○	○	一般規格
48	沈殿物又は固形の異物	認めない	○	○	
49	スズ(金属容器入りのものに限る)	150.0 ppm以下	○	○	
50	大腸菌群	陰性	○	○	

注1) ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)に関しては、炭酸水でない場合(二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満)は腸球菌・緑膿菌の検査が必要となります。